

令和4年度墨田区議会定例会 11月議会提出予定案件

〈予算〉

- 1 令和4年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和4年度墨田区一般会計補正予算
- 3 令和4年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 4 令和4年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 5 令和4年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算

〈条例〉

- 1 墨田区公共料金支払基金条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区心身障害者通所訓練所条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区営運動場条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区保育所条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例

〈その他〉

- 1 墨田区押上保育園の指定管理者の指定について
- 2 墨田区きんし保育園の指定管理者の指定について
- 3 墨田区長浦保育園の指定管理者の指定について
- 4 文花子子育てひろばの指定管理者の指定について
- 5 いきいきプラザの指定管理者の指定について
- 6 すみだステップハウスおおぞらの指定管理者の指定について
- 7 本所地域プラザの指定管理者の指定について

令和4年度墨田区議会定例会 11月議会提出予定案件概要

〈条例〉

1 墨田区公共料金支払基金条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

電気料金及びガス料金の高騰等に対応するため、墨田区公共料金支払基金の額を2億円から3億円に引き上げる。

(2) 施行期日

公布の日

2 墨田区心身障害者通所訓練所条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

亀沢のぞみの家の長期計画修繕に伴い、当該修繕期間における亀沢のぞみの家の位置を次のように仮施設を設置する位置とする。

〔現在の位置〕 墨田区亀沢四丁目18番11号

〔仮施設の位置〕 墨田区文花一丁目32番7号

〔仮施設設置期間〕 一部改正条例の施行の日（※）から墨田区規則で定める日まで

（※）すみだステップハウスおおぞらの移転の日以後

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

3 墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

八広地域プラザ体育館への空調設備の設置に伴い、受益者負担の適正化を図るため、利用料金の上限額を次のように改定する。

区 分	利 用 料 金	
	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
体育館	1時間につき 240円 → 410円	1時間につき 410円 → 580円

(2) 施行期日

令和5年4月1日

4 墨田区営運動場条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

立花体育館への空調設備の設置に伴い、受益者負担の適正化を図るため、使用料の上限額を次のように改定する。

施設区分	単位	区分	使用料
屋内運動場	貸切りの場合、 1回、1時間	午前9時から午後6時まで	240円 → 410円
		午後6時から午後9時まで	410円 → 580円

	貸切りでない場合、1人、1回、2時間以内	一般	170円（現行どおり）
		中学生以下	50円（現行どおり）

(2) 施行期日

令和5年4月1日

5 墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 新辻橋撤去・道路築造工事に伴い、新辻橋際公衆トイレ（墨田区江東橋五丁目11番1号）を別表から削る。

イ 公衆トイレの設置根拠を明確化することに伴い、区立公園及び児童遊園に設置している公衆トイレを別表から削るとともに、区民広場に設置しているトイレを別表に加える。

(2) 施行期日

アについては令和5年1月10日、イについては同年4月1日

6 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

社会経済情勢の変化に伴う廃棄物処理原価の上昇により生じた廃棄物処理手数料との乖離を解消し、受益者負担の適正化を図るため、廃棄物処理手数料を次のように改定する。

区 分	手 数 料		
		現 行	改 正 案
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき	40円	46円
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき	40円	46円
	有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに	76円	87円
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき	40円	46円
	粗大ごみ1品目当たりの手数料限度額	2,800円	3,200円
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき	9円50銭	現行どおり

(2) 施行期日

令和5年10月1日

7 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区公設保育所整備計画に基づき、墨田区あおやぎ保育園に公私連携制度を導入することに伴い、当該保育園を廃止する。

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

8 墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

保育室において実施している一時預かり事業の利用料金の単位を日単位から時間単位に変更するとともに、時間区分ごとの利用料金の上限額を新たに設けるほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

〈その他〉

1 墨田区押上保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区押上保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 墨田区押上保育園

(2) 指定管理者 社会福祉法人雲柱社

(3) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 墨田区きんし保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区きんし保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 墨田区きんし保育園

(2) 指定管理者 社会福祉法人仁風会館

(3) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 墨田区長浦保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区長浦保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 墨田区長浦保育園

(2) 指定管理者 社会福祉法人わかば会

(3) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 文花子育てひろばの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、文花子育てひろばの指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 文花子育てひろば

- (2) 指定管理者 社会福祉法人雲柱社
- (3) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

5 いきいきプラザの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、いきいきプラザの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 いきいきプラザ
- (2) 指定管理者 社会福祉法人奉優会
- (3) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

6 すみだステップハウスおおぞらの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだステップハウスおおぞらの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 すみだステップハウスおおぞら
- (2) 指定管理者 社会福祉法人墨田区社会福祉事業団
- (3) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

7 本所地域プラザの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、本所地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 本所地域プラザ
- (2) 指定管理者 一般社団法人地域プラザBIGSHIP
- (3) 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで